

いじめ防止対策の基本理念

1. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（法第2条）

2. いじめ防止対策への基本的な方向性

すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどのクラスでも、どの生徒にも起こり得ること」という認識をもち、いじめを見落とすことのないよう、また、いじめられた生徒の立場に立つことを大切に、次の通り基本理念を定めます。

いじめはもっとも身近で深刻な「人権侵害・犯罪行為」であることを認識し「いじめを絶対に許さない」学校づくりを進めます。生徒たちにも、「自らがいじめ防止の推進者」である自覚を促し、いじめを許さない子ども社会の実現に努めます。被害者の人権を守り通します。そして、加害者に対しては、毅然とした対応と丁寧な指導を行います。また、保護者はパートナーであるという基本意識を持って信頼関係や協力関係づくりを進め、地域や関係機関との課題共有と連携に努めます。

いじめ防止対策のための組織

【いじめ防止対策委員会】を校内に常設し、毎月定期的に開催するとともに、いじめの疑いがある段階で直ちに開催し、対処します。

【いじめ防止対策委員会】の構成員

校長・副校長・学年主任・生活指導部長・生徒指導専任・養護教諭 生活指導部担当

※ 必要に応じて、スクールカウンセラー、心理や福祉の専門的な知識を有する者を加える。

【いじめ防止対策委員会】の役割

(1) いじめの対応及び緊急時の対応

いじめに関する事案が発生した場合はすみやかに学年主任・生徒指導専任（又は生活指導部長）が把握し管理職に報告します。校長はいじめ防止対策委員の招集を行い、委員会を開きます。具体的な対応は、生活指導部を中心とした当該関係学年でおこないます。いじめ事象のレベルに応じて対応方針や措置について、いじめ防止対策委員会で決定しますが、関係機関と連携が必要な事案に関しては、いじめ事象のレベルに関わらず相談や通報を行います。なお、通報時には被害者・被害者の保護者の意向（関係機関への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応します。

指導後、改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取組（継続的な観察・指導、保護者との連携・関係機関との連携など）を行います。事実関係・対応等については、記録を作成します。

(2) 実態の把握

毎月実施している「生活点検」の中からいじめに関する情報等を把握します。教育相談の時間や生徒からの相談等に丁寧に対応します。日頃の生徒とのコミュニケーションを大切にします。

(3) 教職員の取組支援

・いじめ対策に関する指導資料の活用

いじめの防止・解決に係わる資料を集め、活用方法を教職員に広く紹介します。

・教職員研修の実施

いじめ防止に係わる研修等を計画・実施し、指導の充実・改善に努めます。

いじめ防止に関する基本的な取組

1. いじめの未然防止に向けて

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主體的ないじめ防止活動を推進します。

- (1) 生徒がいじめ問題を自分たちごととして考え、自ら活動できるよりよい集団づくりに努めます。具体的な取組として、「わかる授業」の展開と、学級活動・生徒会活動の充実を図ります。
- (2) 人権教育・道徳教育・特別活動を通して他者への思いやりや規範意識、また、よりよい集団の在り方等についての理解を深めます。具体的な取組として、体験活動をはじめとする学校行事の充実を図ります。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、教育相談やスクールカウンセラー等の活用を進め、周囲に積極的に相談できる環境を整えます。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発、助長、黙認することがないように細心の注意を払います。
- (5) 常に危機感をもっていじめ問題への取組を定期的に点検し、改善充実を図ります。

2. いじめの早期発見に向けて

いじめは、教職員や保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努めます。

- (1) 生徒の声に耳を傾けます。（教育相談・生活点検 等）
- (2) 生徒の行動を注視します。（日常生活での生徒との係わり 教職員の情報共有等）
- (3) 保護者と情報を共有します。（手紙・通信物・電話等の定期連絡・家庭訪問、保護者会等）
- (4) 行政等の関係機関と日常的に連携します。（行政等の関係機関との情報共有等）

3. いじめの早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、いじめ解決に努めます。

- (1) 被害を受けた生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行います。
- (2) いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応します。
- (3) 学校は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たします。
- (4) 加害生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせます。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求めます。
- (6) 必要に応じて関係諸機関と連携し、毅然とした対応をします。

4. いじめに対する措置について

いじめ問題が発生したときには、的確な事実確認をする中で関係者全員に対し指導を行い、二度と繰り返さないよう丁寧に指導し、被害生徒への謝罪、保護者への説明を行います。また、いじめ事象の内容として、被害生徒の生命、心身又は財産に重大な被害を及ぼすような行為には、警察等の関係諸機関と連携し、被害届の提出等、毅然とした対応をします。また、いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行っていきます。

※いじめの解消

- ・いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要があります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">【1】いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること【2】いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと |
|---|

5. その他

学校基本方針の内容については、少なくとも年に1回は点検し、必要があると認められる際には、加筆・改定等を行います。

6. 令和5年度 年間計画

4月	生徒指導研修会、教育相談
5月	いじめ早期発見のための生活アンケート
6月	YP アセスメント・支援検討会、体育祭、学習相談
7月	三者面談、学校家庭地域連携事業、人権作文、小中ブロック子ども会議
8月	横浜子ども会議区交流会、教育相談、祭礼パトロール、生徒理解研修、小中ブロック研修会
9月	学習相談
10月	文化祭、街の教育座談会、祭礼パトロール
11月	YP アセスメント・支援検討会、学習相談、地域パトロール
12月	人権週間の取組、三者面談、地域パトロール、いじめ防止啓発月間（いじめアンケート）
1月	教育相談、地域パトロール
2月	学習相談、新入生保護者説明会、年度の振り返り、学校いじめ防止基本方針の見直し
3月	新年度への引継ぎ
月1回	学校いじめ防止対策委員会、生活アンケート
週1回	生活指導部会、特別支援委員会

7. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第8条第1項）

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）

(2) 発生の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告します。

策定日 平成26年3月14日

改定日 令和5年3月13日